

令和 2 年

第 2 回 臨時市議会

議 案 書

阿 久 根 市

## 付 議 事 件

議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
69	阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
70	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
71	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5



議案第 6 9 号

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成23年阿久根市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 70 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和41年阿久根市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 7 1 号

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

人事院の勧告等に準じ、一般職に属する職員の期末手当の支給割合  
を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。



(別紙)

一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年阿久根市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。